

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己 様

原子力損害賠償への対応改善についての要求書

東電は、改めて被害者の方々に心からお詫び申し上げるとともに、これまでの賠償実施のあり方を深く反省し、以下のとおり、被害者の方々に対して、「親身・親切な賠償のための5つのお約束」をさせていただく。

被害者の方々への5つのお約束

- 一 迅速な賠償のお支払い
- 二 きめ細やかな賠償のお支払い
- 三 和解仲介案の尊重
- 四 親切な書類手続き
- 五 誠実な御要望への対応

2011年(平成23年)10月28日 東京電力株式会社 特別事業計画 抜粋

平成24年10月25日

福島県双葉郡浪江町長 馬場 有

要 求 事 項

東京電力株式会社は、原子力事故の加害者として被害者の損害賠償請求の手続きにおいて、誠実かつ柔軟、迅速に対応すべきであるが、現時点で様々な問題事項が発生している。

よって、下記についての早急な対応を強く要求する。

記

1. 加害者として原子力損害賠償紛争解決センターの和解案を尊重する義務を果たし、速やかに応じること。
2. 照会文書に対し早急に回答すること。
3. 町からの照会に対する回答に対し、責任を持ち適正に賠償すること。
4. 「相当因果関係が認められる損害」に対し、適切に賠償すること。
5. ADR和解事例等に応じ公平・公正に賠償すること。
6. 福島県内常駐の社員については、全ての事項に対し決定権を有する社員とすること。
7. コールセンターで電話対応をする者に対し、各種情報の周知を徹底させ、全ての被害者に対し、公平で差異のない対応を図ること。
8. 当町の住民に対し、賠償を打ち切ろうとする場合、町にすみやかかつ、確実に報告をすること。
9. 賠償について、新たな事項が生じた時は、事前(少なくとも2週間以上前)に町に報告し、協議の場を設けること。
10. 今回の事故に対する賠償請求については、時効の援用を行わないこと。

別紙 東京電力への要求

1 ADR和解案を尊重し速やかに応じること

東京電力は自ら「5 つのお約束」として、「和解仲介案の尊重」「迅速な審理に貢献」を掲げているが全く履行されていない。

理由1 原子力損害賠償紛争解決センター(以下「ADR」)において、浪江町の不動産について、「全損」を前提とした和解案が提示されているが、東京電力は回答期限を延長し、和解案に応じていない。

理由2 ADR総括委員会では、「和解案受諾に対する消極的な態度」「和解先例を無視した主張」等の和解の遅延事例を示し、東京電力の対応の問題を指摘している。

理由3 さらに、原発被災者弁護団では、理由2で公表している問題事例を上回る、不当な賠償遅延事例が存在していることを公表している。

2 他の和解案に応じた事実を踏まえ、照会文書に対し早急に回答すること

東京電力は町の公文書による照会を軽視している。

理由1 平成 24 年 7 月 3 日付け 24 浪産第 66 号については、回答期限が平成 24 年 7 月 10 日であるにもかかわらず、一部のみの回答に留まり、全ての回答がされていない。

理由2 一方では、町が照会している平成 23 年(東)第 521 号の和解案受諾の項目(電話料金増加分、食料品増加分)について、当該和解案に準じ他の和解案に応じている。

3 東京電力の「ご回答」に対し、責任を持ち適正に賠償すること

東京電力は正式な「回答」に即してなされるべき賠償を怠っている。

理由1 平成 24 年 7 月 12 日付け「ご回答」では、家電品、家具類等、一回のみお支払いするものとして賠償品目の例を示しながら、当該品目の請求に応じていない。

理由2 平成 24 年 8 月 8 日付け「ご回答」では、「知人・親戚宅への宿泊実費分の賠償対象期間」について、平成 23 年 12 月 1 日以降についても個別に詳細を確認し、適切に対応するとしながらも、やむを得ず親戚宅への避難を余儀なくされていた事例について、未だ適切な対応がなされていない。

4 避難がなければ当然に発生しない費用負担である「相当因果関係が認められる損害」に対し、適切に賠償すること

東京電力が示す賠償対象の項目は、専断的で何ら根拠がない。

理由1 東京電力の作成した第 5 回目の「個人さま用(生命・身体的損害)解説と記入例」において、初診日が平成 23 年 12 月 1 日以降の場合でも、医師の診断書にもとづき「本件事故」との相当因果関係が認められれば賠償するとしているが、医師により証明された事例に対して賠償に応じていない。

理由2 平成 24 年 10 月 10 日付け「町事業に係わる関連する交通費の扱いについて」では、公益性の高い交通費について適切に対応するとしながら、「出席者が特定されていること」、「任意参加の説明会の交通費は被害者負担」との条件を示している。

5 東京電力の専断による賠償を改め、ADR和解事例、賠償事例に応じ、個別事情を踏まえた適正な賠償基準により、被害者に対し公平・公正な賠償をすること。

東京電力は「紛争解決センターにおける和解仲介案、総括基準その他の情報を速やかに共有し、本賠償における実務、相対による協議及び賠償基準検討に役立てる。」とした「5 つのお約束」を全く履行していない。

理由1 平成24年10月22日現在、ADRが公表している和解事例は121事案にのぼり、多くの被害者に該当する損害について和解が成立しているが、東京電力が公表している「個別事情を踏まえた当社賠償基準の運用状況」においては、ADR総括基準により認められている精神的損害の増額事由等、和解事例が多々ある損害について何ら基準を示していない。

理由2 和解契約が成立している損害(自家消費野菜等の購入費用、携帯電話の通話料の増加費用)について、「原則として、精神的損害に含まれる生活費の増加費用」として、賠償に応じていない。